町神前字鹿谷二八一九の一、二八九二の一から二八九二の三まで、二八九四、三〇三二の四から三〇三二の一五まで、三〇三三の三三、字脇三四七六の二、三五〇五の一、三五〇五の三、三五〇五の四、三五〇七の一、三五〇七の二、三五一四の一、昭和字白羽乙七の一、乙七の二、乙八、乙一〇の一七、乙一〇の二一、乙一〇の二四、乙一〇の二五、造田宮西字内間甲二〇三八の一、甲二〇三八の三、多和槙川一八八の三、高松市牟礼町原字南山田二二九九の一六から二二九九の二一まで、二三二二の一、塩江町上西甲字堀山二一一五の一、塩江町上西乙字城原一二〇九の二五、一二〇九の二六、一二〇九の四四、一二〇九の四六、一二〇九の一六三、一二〇九の一七五、一二〇九の一七六、塩江町安原下第二号字下切一九二八の六、国分寺町福家字中代甲二五三七（次の図に示す部分に限る。）、乙九〇、坂出市瀬居町字本浦二七〇の一、三一六の二、三一七の三、三一八から三二〇まで、三二二の三、川津町字常山二一四七の二、青海町字松山二六三九、二六四三（次の図に示す部分に限る。）、丸亀市広島町茂浦字西通一七九九、木田郡三木町大字井上字小原一五九七の一から一五九七の三まで、一六八二、仲多度郡まんのう町勝浦字横畑三三〇二、三三二六の一、造田字上井二二四三、二二四六、二二八二の一〇、中通字名頃一一五六の八六、一一五六の一一八（次の図に示す部分に限る。）、炭所東字遠森一の五、四の一から四の三まで、七箇字前山四五〇三の一、四五〇三の三、四五〇四の一、四五〇四の三、字辻リ尾四五二〇の三、生間字裏谷四四一の一、追上字願袖四四二の一、字竹ノ尾七四九の一、七四九の六一、宮田字平畑三の一・一一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

字北谷一五〇七、字東風原一三六二の一、一三九三の一、一三九三の四、字甫ケ谷一四二四の一、一四六三の一、字蔵本一七三一、一七三二、一七三九、一七四三、字柳谷一七八八、字北日ノ裡三三五二、字奥弥勒三五一九の三、字小原一五九七の一から一五九七の三まで、一六八二、字上井二二四三、二二四六、二二八二の一〇、字遠森一の五、四の一から四の三まで、字裏谷四四一の一、字願袖四四二の一、字竹ノ尾七四九の一、七四九の六一、字平畑三の一、一一

2　その他の森林については、主伐は、択伐による。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年七月二十六日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北海道札幌市・足寄郡足寄町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁並びに札幌市役所及び足寄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年七月二十六日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊本県玉名市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び玉名市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年七月二十六日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

愛知県豊川市上長山町本宮下一の七一〇・一の七八七・一の七九〇・一の七九一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一の七一一、一の七一三から一の七二〇まで、一の七二三、一の七八八から一の七七三まで、一の七七八から一の七八〇まで、一の七八三から一の七八六まで、一の七八八、一の七八九、一の七九二、南宝地八の一・八の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、東上町日影五八、足山田町黒谷一の三、一の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年七月二十六日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

愛知県豊川市上長山町本宮下一の六四二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を豊川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

平成二十四年七月二十六日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安施設地区の所在場所

㈠　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱七号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱八号から標柱二〇号までを順次結んだ線及び標柱八号と標柱二〇号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱二一号から標柱二八号までを順次結んだ線及び標柱二一号と標柱二八号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱二九号から標柱三六号までを順次結んだ線及び標柱二九号と標柱三六号を結んだ線に囲まれた区域

（次の図に示すとおりとする。）

香川県小豆郡土庄町肥土山字向山乙五の一、乙一四の一、乙一四の二